

奨学制度規程

第1章 総則

第1条 (趣旨)

この規程は、米子松蔭高等学校（以下「本校」という）が設置する奨学制度について必要な事項を定める。

第2条 (奨学制度の種類)

本規程で定める奨学制度の種類は、次の各項に定める通りである。

1. 学業特別奨学生制度
2. 技能特別奨学生制度
3. ボーイスカウト・ガールスカウト奨学生制度

第3条 (奨学生審査委員会の組織及び選考方法)

奨学生審査委員会は、校長・教頭・事務長を審査委員とし、選考後、理事長の承認を得るものとする。

第4条 (奨学生の重複)

第2条の1項又は2項は3項と重複することができる。(ただし、1項と2項は重複できない。)

第2章 奨学生制度

①学業特別奨学生制度

第5条 (目的)

この規程は、学業及び生活態度が優秀な生徒の、より一層の勉学への取り組みを促すために、本校に入学する以前の中学校の学業成績と生活態度が優秀で中学校長の推薦がある者と、入学試験または学力参考テストでの結果と生活態度が優秀な者を学業特別奨学生（以下「学特生」という）として認定し、社会に貢献できる優秀な人材の育成を図ることを目的として制定する。

第6条 (認定条件)

学特生の認定条件は次の通りである。

1. 入学時の学特生の認定条件

学業特別奨学生A

ア. 中学校の学業成績と生活態度が優秀で中学校長の推薦がある者。

イ. 推薦入学試験合格者で、学力参考テストの結果が特に優秀であった場合または一般入学試験の結果が特に優秀であった場合

学業特別奨学生B

ア. 一般入学試験の結果が優秀であった場合

2. 入学後の学特生の認定条件を満たし、学校長が学特生として相応しいと特に認めた者。

第7条 (給付対象者)

給付の対象者は、学特生として認定され入学した者と、入学後、学業成績が優秀で本校の学特生の認定条件に達し、生活態度が優秀な者。

第8条 (給付額)

給付額は奨学生一人につき、原則として次の通りとする。

1. 入学時の学特生

学業特別奨学生A

月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部上限 27,100 円を給付する。

学業特別奨学生B

月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部上限 16,000 円を給付する。

2. 入学後の学特生

学業特別奨学生C

月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部上限 16,000 円を給付する。

学業特別奨学生D

月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部上限 8,000 円を給付する。

第9条 (給付期間)

給付の期間は、原則として次の通りとする。

1. 入学時の学特生

最短卒業年数（3ヵ年）とする。

2. 入学後の学特生

定期考査終了後の次の学期間とする。

1 学期 学特生になった場合⇒給付期間は、8～12月

2 学期 学特生になった場合⇒給付期間は、1～3月

3 学期 学特生になった場合⇒給付期間は、4～7月

②技能特別奨学生制度

第10条 (目的)

この規程は、部活動等の奨励及び振興のために、第11条1項のアまたはイに該当し、中学校長の推薦がある者を技能特別奨学生（以下「技特生」という）として認定し、社会に貢献できる優秀な人材の育成を図ることを目的として制定する。（野球部は5名以内とする）

第11条 (認定条件)

技特生の認定条件は次の通りである。

1. 入学時の技特生の認定条件

ア. 中学校在学中、生活態度が優秀で、部活動（体育部・文化部）に精励し、学業にも努力し入学後も継続して活動できる者。

イ. 中学校在学中、生活態度が優秀で部活動以外のスポーツ活動や文化活動に精励し、学業にも努力し、入学後も継続して活動できる者。

2. 入学後の技特生の認定条件

部活動等で全国大会に出場し、生活態度が優秀で学業にも精励し、顧問等が推薦する者。

第12条 (給付対象者)

給付の対象者は、技特生として認定され入学した者、または入学後スポーツ活動や文化活動に努力して特に優れた成績を上げ、生活態度が優秀で学業にも精励している者。

第13条 (給付額)

給付額は奨学生一人につき、原則として次の通りとする。

1. 入学時の技特生

月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部上限 27,100 円を給付する。

2. 入学後の技特生

特別奨学生C

月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部上限 16,000 円を給付する。

特別奨学生D

月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部上限 8,000 円を給付する。

第14条 (給付期間)

給付の期間は、原則として次の通りとする。

1. 入学時の技特生

最短卒業年数（3ヵ年）とする。

2. 入学後の技特生

部活動などの顧問から推薦され、認定された日から1年間とする。

③ボーイスカウト・ガールスカウト奨学生制度

第15条 (目的)

この規程は、ボーイスカウト・ガールスカウトの組織を通じ、少年・少女がその自発活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践できるように教育することを目的として制定する。

第16条 (給付対象者)

入学後もボーイスカウト・ガールスカウトで活動する者。

第17条 (給付額)

スカウト活動のレポートを提出した生徒に対し、学期ごとに 10,000 円の奨学金を給付する。

第18条 (給付期間)

在学中活動している期間。

第19条 (細則)

奨学生制度に関する細則は別に定める。

第3章 奨学生の認定と資格喪失

第20条 (奨学生の認定)

奨学生の認定は、奨学生審査委員会で審査し、理事長が承認して決定する。

第21条 (奨学生の資格喪失)

素行不良や校則違反・積極的な学校生活への取り組みが欠ける等で注意を受け、なお改まらない場合は、奨学生の資格を喪失する。

(附 則)

平成20年3月31日までの本校奨学制度は廃止とし、平成20年4月1日からこの規程を実施する。

平成20年11月3日、一部変更する。
平成22年3月31日、一部変更する。
平成23年3月31日、一部変更する。
平成26年3月31日、一部変更する。
平成28年3月31日、一部変更する。
平成29年3月31日、一部変更する。
平成30年3月31日、一部変更する。
平成31年3月31日、一部変更する。
令和2年4月1日、一部変更する。